宗像市高等学校等奨学金支給要綱の一部を改正する告示

宗像市高等学校等奨学金支給要綱（平成１５年宗像市教育委員会告示第２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「又は高等専門学校」を「、高等専門学校、法第６６条に規定する中等教育学校の後期課程、又は法第７６条第２項に規定する特別支援学校の高等部」に改める。

第２条中「第２２条第１項」を「第１６条」に改める。

附　則

この告示は、平成１９年１２月２６日から適用する。

宗像市高等学校等奨学金支給要綱新旧対照表

改正案	現行
(目的) 第1条　この告示は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第1条に規定する高等学校、高等専門学校、法第66条に規定する中等教育学校の後期課程、又は法第76条第2項に規定する特別支援学校の高等部(以下「高等学校等」という。)に在学する生徒(以下「生徒」という。)のうち、経済的理由により修学困難な者に対して、宗像市高等学校等奨学金(以下「奨学金」という。)を支給し、もって有用な人材を育成することを目的とする。	(目的) 第1条　この告示は、学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「法」という。)第1条に規定する高等学校又は高等専門学校(以下「高等学校等」という。)に在学する生徒(以下「生徒」という。)のうち、経済的理由により修学困難な者に対して、宗像市高等学校等奨学金(以下「奨学金」という。)を支給し、もって有用な人材を育成することを目的とする。
(支給要件) 第2条　奨学金の支給を受けることができる者は、生徒の保護者(法第16条に規定する保護者をいう。以下同じ。)とし、生徒及びその保護者が次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)から(4)まで　略	(支給要件) 第2条　奨学金の支給を受けることができる者は、生徒の保護者(法第22条第1項に規定する保護者をいう。以下同じ。)とし、生徒及びその保護者が次の各号のいずれにも該当するものとする。 (1)から(4)まで　略